

～マイナ保険証をお持ちの調布市国民健康保険に加入されている方へ～ 資格情報のお知らせをお送りします

●資格情報のお知らせ(資格情報通知書)とは

令和6年12月2日から、健康保険証や高齢受給者証の交付を終了し、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行したことに伴い、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」をお送りします。

資格情報のお知らせは、マイナ保険証を利用した場合に医療機関等が確認する健康保険の情報を記載しています。資格情報のお知らせだけでは、医療機関等を受診することはできません。受診方法等については、P2をご確認ください。

●どうして送られてきたの

市から交付したお手元の健康保険証、高齢受給者証、資格確認書が有効期限を迎えるため、下記に該当されている方にお送りしています。

- ・ 令和7年6月17日時点で調布市国民健康保険に加入されている方(※)
かつ
- ・ 令和7年5月30日時点でマイナ保険証の利用登録をされている方

※ 令和7年6月18日以降に国民健康保険をやめる手続きをされた方は、行き違いでこの通知が届く場合があります。その場合は恐れ入りますが、破棄していただきますようお願いいたします。

なお、国民健康保険をやめる手続きは自動的に行われません。既に会社の健康保険等に参加している場合も、必ずご自身で国民健康保険をやめる手続きが必要です。手続きの詳細はP4をご確認ください。

令和6年12月2日以降に国民健康保険に加入された方へ

●加入時に資格情報のお知らせが交付された方

改めて資格情報のお知らせをお送りします。医療機関等に設置されているカードリーダーでマイナ保険証が読み込めなかった場合などに備えて大切に保管してください。

お手元に複数の資格情報のお知らせがある場合は、今回お送りした資格情報のお知らせを保管してください。

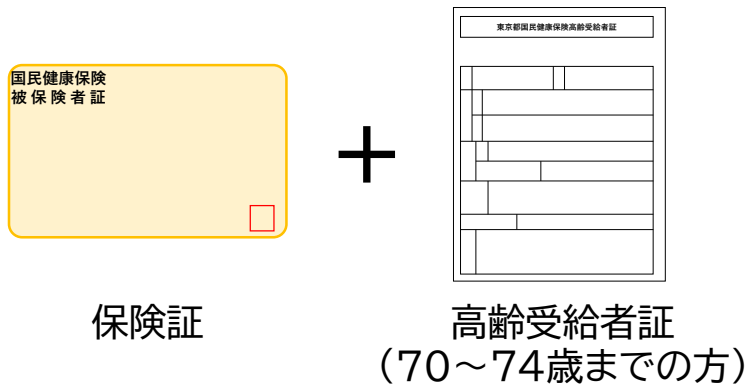
●加入時に資格確認書が交付された方

加入時にマイナ保険証をお持ちでない、またはマイナ保険証の登録状況が不明であった方等には、資格確認書を交付しておりましたが、令和7年5月30日時点でマイナ保険証をお持ちであることが確認できたため、資格情報のお知らせをお送りしています。新しい資格確認書は送付されませんので、P2の受診方法をご確認ください。お手元にある資格確認書は、券面情報(氏名、住所、記号番号等)に変更がない限り、記載されている有効期限まで利用できます。

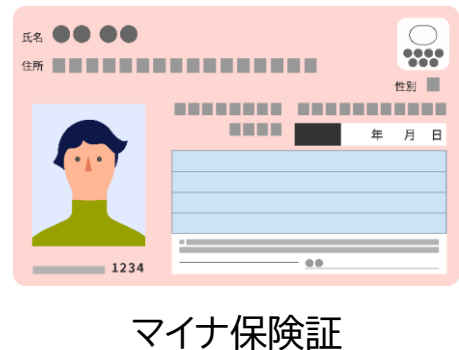
医療機関等の受診方法

健康保険証や高齢受給者証の発行が終了したことに伴い、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。今回、資格情報のお知らせが届いた方は既にマイナ保険証で医療機関等を受診することが可能となっています。既にマイナ保険証を利用している方は、受診方法に変更はありません。

【これまでの受診方法】



【これからの受診方法】



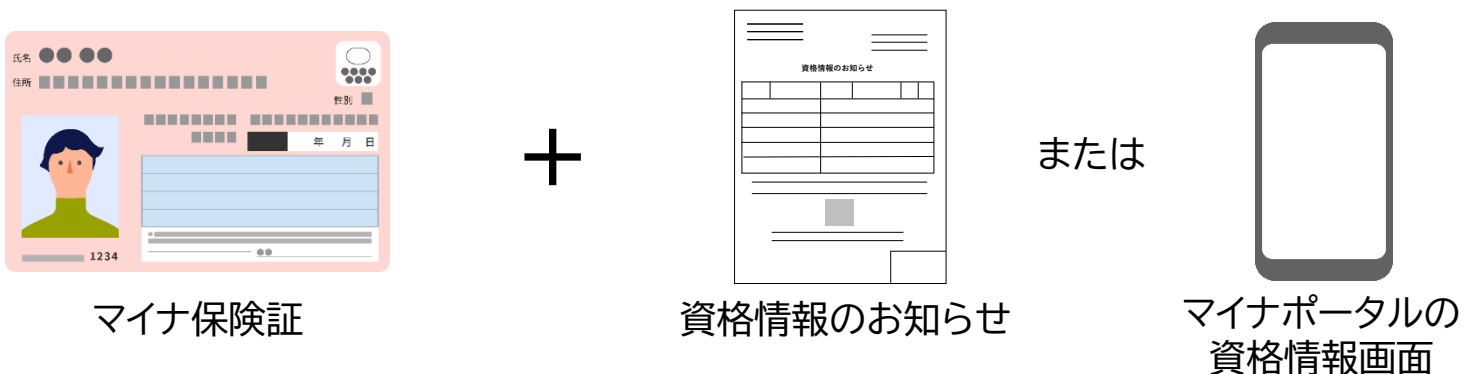
◆マイナ保険証の利用方法

- ① 医療機関等の受付で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを、備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② カードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

◆マイナ保険証で受診ができないときは

カードリーダーの不具合等で、マイナ保険証で受診ができないときは、マイナ保険証と一緒に同封の資格情報のお知らせまたはマイナポータルの資格情報画面(※)を医療機関に提示することで受診が可能です。

【マイナ保険証で受診ができないときは2点提示】



※マイナポータルの資格情報画面

マイナポータルには医療保険の被保険者資格情報を画面表示する機能があります。画面の提示と併せてマイナ保険証を提示することで、マイナ保険証が利用できない場合でも医療機関等を受診することが可能です。該当の画面には資格情報のお知らせに記載されている二次元コードからもアクセスが可能です。該当画面は、保存しておくことも可能です。

資格情報のお知らせの有効期限

70歳未満の方

- 70歳未満の方は、資格情報のお知らせに**有効期限がありません**。国民健康保険の資格情報(氏名, 住所, 記号番号等)に変更が生じない限り、**今後は新しい資格情報のお知らせは交付されませんので、大切に保管してください**。
- 今回は、既に資格情報のお知らせをお持ちの方にも改めて資格情報のお知らせをお送りしています。
- 資格情報のお知らせを汚損, 紛失した場合は、再発行手続きが必要になります。

70～74歳の方

- 今回お送りした資格情報のお知らせの有効期限は**最長令和8年7月31日**です。70～74歳の方は、負担割合判定のために**1年に1回(毎年8月更新)**、資格情報のお知らせをお送りします。資格情報のお知らせには、マイナ保険証で受診する際に表示される自己負担割合が記載されていますので、ご確認ください。
- 75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日が有効期限となります。

現在有効な保険証, 高齢受給者証, 資格確認書について

現在有効なお手元の保険証等は、券面情報(氏名, 住所, 記号番号等)に変更がない限り有効期限に到達するまで(※)ご利用いただけますが、有効期限到達後はご利用できませんのでご注意ください。

※70～74歳の方(有効な保険証・高齢受給者証をお持ちの方)

高齢受給者証をお持ちの70～74歳の方がお手元の保険証を利用できるのは、高齢受給者証の有効期限(最長令和7年7月31日)までです。保険証が有効期限内の場合でも、高齢受給者証の有効期限到達後は、保険証は利用できませんのでご注意ください。

マイナ保険証のご利用が難しい方

下記の理由により、マイナ保険証の利用が難しい方は、申請いただくことで資格確認書を交付します。該当される方は、保険年金課までお問い合わせください。

- マイナンバーカードを紛失された方
- マイナンバーカードを返納された方
- 介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助を行う等、**マイナ保険証での受診が困難な方**

なお、マイナンバーカードの保険証利用登録の解除については、市ホームページでご確認ください(調布市国民健康保険被保険者のみ)。

よくある質問

Q 家族の分が同封されていなかったのですが

A マイナ保険証の登録状況により、発送物が異なるため、別の郵便で届く場合があります。
なお、今回の発送対象者は調布市国民健康保険の被保険者に限ります。

Q 有効期限の切れた保険証等はどうしたら良いですか

A ハサミなどで細断のうえ破棄していただきますようお願いいたします。

Q 現在国民健康保険に加入していないのですが

A 本通知は令和7年6月17日時点のデータを基に作成しております。既に国民健康保険をやめる
お手続きをされている方につきましては、破棄していただきますようお願いいたします。
やめるお手続きがお済みでない方は、下記を参照のうえお手続きください。

既に会社の健康保険等に参加している方へ

国民健康保険をやめる手続きは自動的には行われません。職場の健康保険に加入
しても、必ずやめる手続きが必要です。
やめる手続きが完了するまでは、引き続き国民健康保険税の課税対象となります。

手続き方法	必要なもの	備考
オンライン	- 新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1) - マイナンバーカード 「スマートフォン」または「パソコンとカードリーダー」	詳細は市ホームページをご確認ください。 
郵送	- 新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1) - 国民健康保険異動届(注2)	送付先 〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1 調布市役所保険年金課資格担当宛
窓口	新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1)	

(注1)国民健康保険をやめる方全員分が必要です。(注2)調布市ホームページよりダウンロードできます。

お問合せ先

- 調布市国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせについて
・調布市 保険年金課 資格課税係 ☎050-1720-3706
- マイナンバーカードに関するお問合せ
・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
(平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30)

マイナンバーカードの健康保険証利用について、
詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いた
だけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索